

議案第45号

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月10日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市火葬場設置及び管理条例（昭和58年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

火葬室	12歳以上
	12歳未満
	死産児
汚物炉室	手術肢体
	産汚物

「

火葬室	12歳以上
	12歳未満
	死産児
汚物炉室	手術肢体
	産汚物

」を

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

## 提案理由

新居浜市斎場施設整備事業火葬棟改修工事に伴い、汚物炉室を廃止するため、本案を提出する。